

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2020-24252
(P2020-24252A)

(43) 公開日 令和2年2月13日(2020.2.13)

(51) Int.Cl.			F I			テーマコード (参考)		
G09F	3/03	(2006.01)	G09F	3/03	F			
G09F	3/02	(2006.01)	G09F	3/02	M			
G09F	3/10	(2006.01)	G09F	3/10	A			
G09F	3/00	(2006.01)	G09F	3/00	D			
B42D	11/00	(2006.01)	B42D	11/00	E			

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 19 頁)

(21) 出願番号 特願2018-147464 (P2018-147464)
(22) 出願日 平成30年8月6日(2018.8.6)

(71) 出願人 000110217
トッパン・フォームズ株式会社
東京都港区東新橋一丁目7番3号
(74) 代理人 100123788
弁理士 官崎 昭夫
(74) 代理人 100127454
弁理士 緒方 雅昭
(72) 発明者 西野 舞奈
東京都港区東新橋一丁目7番3号 トッパ
ン・フォームズ株式会社内

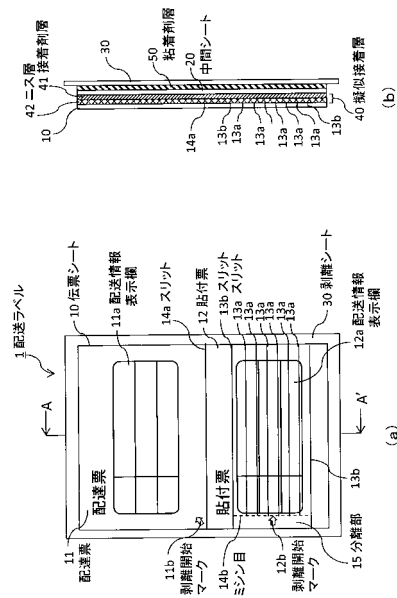
(54) 【発明の名称】 情報保護ラベル

(57) 【要約】

【課題】シート上に表示された情報を被着体に貼着された状態から手間をかけずに分断して情報の漏洩を回避する。

【解決手段】情報が表示される貼付票12が分離可能に区画形成された伝票シート10と、伝票シート10の情報が表示される面とは反対側の面に積層された擬似接着層40とを有し、貼付票12は、貼付票12の外縁上に一方の端部を具備し、貼付票12を横切る複数のスリット13aが形成されるとともに、貼付票12の外縁に隣接する領域に設けられ、複数のスリット13aの他方の端部に当接し、カット部とタイ部とからなるミシン目14bによって貼付票12から分離可能に区画形成された分離部15を有する。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

情報が表示される情報表示部が分離可能に区画形成された第 1 のシートと、
前記第 1 のシートの前記情報が表示される面とは反対側の面に積層された第 1 の接着層とを有し、

前記第 1 の接着層は、少なくとも前記情報表示部に対向する領域が、当該第 1 の接着層によって基材または被着体に貼着された前記第 1 のシートの前記基材または被着体からの剥離を可能とする構造を具備し、

前記情報表示部は、

当該情報表示部の外縁上に一方の端部を具備して当該情報表示部を互いに交差することなく延び、前記第 1 のシートを貫通して形成された複数の切り込み線と、

当該情報表示部の外縁に隣接する領域に設けられ、前記複数の切り込み線の他方の端部に当接する分離部とを有し、

前記分離部は、カット部とタイ部とからなる切り離し線によって当該情報表示部から分離可能に区画形成されている、情報保護ラベル。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の情報保護ラベルにおいて、

前記基材として、前記第 1 の接着層によってその全面にて前記第 1 のシートに擬似貼着され、前記第 1 のシートとの貼着面とは反対側の面に第 2 の接着層が積層された第 2 のシートを有する、情報保護ラベル。

【請求項 3】

請求項 1 または請求項 2 に記載の情報保護ラベルにおいて、

前記複数の切り込み線は、前記情報表示部における情報の印字方向とは非平行な方向に延びている、情報保護ラベル。

【請求項 4】

請求項 1 乃至 3 のいずれか 1 項に記載の情報保護ラベルにおいて、

前記第 1 の接着層は、前記分離部に対向する領域の接着力が、それ以外の領域の接着力よりも弱い、情報保護ラベル。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、情報が表示されるラベルに関し、特に、表示される情報の漏洩を回避する技術に関する。

【背景技術】**【0002】**

近年、情報化社会の進展に伴い、個人情報の保護の重要性が高まっている。個人情報は個人を特定する情報であることから、漏洩した場合に悪用されてしまう可能性が高い。このような個人情報は、配送物が配送される際、配送物に貼着される配送ラベルに表示されて用いられる場合があるが、その場合、配送物から剥離した配送ラベルの廃棄とともに個人情報が漏洩する可能性が生じてしまう。

【0003】

ここで、基材の一部に先端部が U 字状の切り取り線を形成し、被着体に貼着された状態から、切り取り線の内側の領域を剥離部として基材から分離することで、基材の表面に表示された個人情報を破壊して読み取りにくくする構成を有する宛名ラベルが特許文献 1 に開示されている。この宛名ラベルを配送ラベルとして用いた場合、配送ラベルが貼着された配送物が配送先に届けられた後に、切り取り線の内側の領域を剥離部として基材から分離することで、配送ラベルが、配送物から剥離される部分と配送物に貼着されたままとなる部分とに分割される。それにより、個人情報が破壊されることになり、個人情報の漏洩を回避することができる。

【先行技術文献】

10

20

30

40

50

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特許第5935427号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

上述したように、特許文献1に開示されたものは、配送物等の被着体に貼着された後に剥離した際、被着体から剥離される部分と、被着体に貼着されたままとなる部分との複数の領域に分割されるものである。そのため、被着体から剥離された状態においては被着体にはラベルの一部が貼着されたままとなっており、被着体からラベルを完全に除去するには、ラベルの貼着されたままとなっている部分を剥離しなければならず、そのための手間がかかってしまうという問題点がある。特に、被着体に貼着されたままとなっている部分が複数の領域に分離されている場合、分離された複数の領域を1つずつ被着体から剥離しなければならず、かなり煩雑な手間となってしまう。

10

【0006】

本発明は、上述したような従来技術が有する問題点に鑑みてなされたものであって、シート上に表示された情報を被着体に貼着された状態から手間をかけずに分断して情報の漏洩を回避できる情報保護ラベルを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

20

上記目的を達成するために本発明は、

情報が表示される情報表示部が分離可能に区画形成された第1のシートと、

前記第1のシートの前記情報が表示される面とは反対側の面に積層された第1の接着層とを有し、

前記第1の接着層は、少なくとも前記情報表示部に対向する領域が、当該第1の接着層によって基材または被着体に貼着された前記第1のシートの前記基材または被着体からの剥離を可能とする構造を具備し、

前記情報表示部は、

当該情報表示部の外縁上に一方の端部を具備して当該情報表示部を互いに交差することなく延び、前記第1のシートを貫通して形成された複数の切り込み線と、

30

当該情報表示部の外縁に隣接する領域に設けられ、前記複数の切り込み線の他方の端部に当接する分離部とを有し、

前記分離部は、カット部とタイ部とからなる切り離し線によって当該情報表示部から分離可能に区画形成されている。

【0008】

上記のように構成された本発明においては、第1の接着層によって基材または被着体に貼着された第1のシートのうち情報表示部を第1のシートから分離して基材または被着体から剥離した後、情報表示部の外縁に隣接する領域に設けられた分離部を、カット部とタイ部とからなる切り離し線を破断することで情報表示部から分離すると、情報表示部には、情報表示部の外縁上に一方の端部を具備し、他方の端部が分離部に当接し、情報表示部を互いに交差することなく延びた複数の切り込み線が形成されていることにより、情報表示部が複数の切り込み線によって複数の領域に分離されることになり、情報表示部に表示された情報が認識困難なものとなり、情報の漏洩が回避されることとなる。その際、情報表示部は基材や被着体から完全に剥離されているため、基材や被着体に情報表示部の一部が貼着されたままとなっていることがない。

40

【0009】

このように、被着体に貼着された情報表示部を基材または被着体から剥離し、その後、情報表示部から分離部を分離するだけで、情報表示部が基材または被着体から完全に剥離されるとともに、情報表示部が複数の領域に分離されることとなり、シート上に表示された情報を被着体に貼着された状態から手間をかけずに分断して情報の漏洩を回避できる。

50

【0010】

また、基材として、第1の接着層によってその全面にて第1のシートに擬似貼着され、第1のシートとの貼着面とは反対側の面に第2の接着層が積層された第2のシートを用い、シート基材が2層構造となったラベルとしてもよい。

【0011】

また、複数の切り込み線が、情報表示部における情報の印字方向とは非平行な方向に延びていれば、複数の切り込み線の間隔が広がったり、情報表示部に表示される情報の文字の大きさが小さかったりした場合でも、情報表示部が切り込み線によって複数の領域に分離した際に、情報表示部に表示された情報が認識困難なものとなる。

【0012】

また、第1の接着層の分離部に対向する領域の接着力が、それ以外の領域の接着力よりも弱ければ、情報表示部を第1のシートから分離して基材または被着体から剥離する際、分離部を剥離開始端部とすることで基材または被着体から剥離しやすい。

【発明の効果】

【0013】

本発明によれば、第1のシートに分離可能に区画形成されて情報が表示される情報表示部が、情報表示部の外縁上に一方の端部を具備し、情報表示部を互いに交差することなく延びた複数の切り込み線を有するとともに、情報表示部の外縁に隣接する領域に設けられ、複数の切り込み線の他方の端部に当接し、カット部とタイ部とからなる切り離し線によって情報表示部から分離可能に区画形成された分離部を有する構成としたため、第1の接着層によって被着体に貼着された情報表示部を基材または被着体から剥離し、その後、情報表示部から分離部を分離するだけで、情報表示部が基材または被着体から完全に剥離されるとともに、情報表示部が複数の領域に分離されることとなり、シート上に表示された情報を被着体に貼着された状態から手間をかけずに分断して情報の漏洩を回避できる。

【0014】

また、複数の切り込み線が、情報表示部における情報の印字方向とは非平行な方向に延びているものにおいては、複数の切り込み線の間隔が広がったり、情報表示部に表示される情報の文字の大きさが小さかったりした場合でも、情報表示部が切り込み線によって複数の領域に分離した際に、情報表示部に表示された情報を認識困難なものとする事ができる。

【0015】

また、第1の接着層の分離部に対向する領域の接着力が、それ以外の領域の接着力よりも弱ければ、情報表示部を第1のシートから分離して基材または被着体から剥離する際、分離部を剥離開始端部とすることで基材または被着体から剥離しやすくなる。

【図面の簡単な説明】

【0016】

【図1】本発明の情報保護ラベルの第1の実施の形態を示す図であり、(a)は表面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図である。

【図2】図1に示した配送ラベルが配送物に貼着されるまでの使用方法を説明するための図である。

【図3】配送物の配送先に配送される際の配送ラベルの使用法を説明するための図である。

【図4】配送物の配送先に配送された後の配送ラベルの使用法を説明するための図である。

【図5】配送物の配送先に配送された後の配送ラベルの使用法を説明するための図である。

【図6】本発明の情報保護ラベルを利用した配送ラベルの第2の実施の形態を示す図であり、(a)は表面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は伝票シートの裏面の構成を示す図である。

【図7】本発明の情報保護ラベルを利用した配送ラベルの第3の実施の形態を示す図であ

10

20

30

40

50

り、(a)は表面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図である。

【図8】本発明の情報保護ラベルを利用した配送ラベルの第4の実施の形態を示す図であり、(a)は表面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図である。

【図9】本発明の情報保護ラベルを利用した配送ラベルの第5の実施の形態を示す図であり、(a)は表面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は伝票シートの裏面の構成を示す図である。

【図10】図9に示した配送ラベルが配送物に貼着されるまでの使用方法を説明するための図である。

【図11】配送物の配送先に配送される際の配送ラベルの使用方法を説明するための図である。

【図12】配送物の配送先に配送された後の配送ラベルの使用方法を説明するための図である。

【図13】配送物の配送先に配送された後の配送ラベルの使用方法を説明するための図である。

【図14】本発明の情報保護ラベルを利用した配送ラベルの第6の実施の形態を示す図であり、(a)は表面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は剥離シートの構成を示す図である。

【図15】図14に示した配送ラベルが配送物に貼着されるまでの使用方法を説明するための図である。

【図16】図14に示した配送ラベルが配送物に貼着されるまでの使用方法を説明するための図である。

【図17】配送物の配送先に配送される際の配送ラベルの使用方法を説明するための図である。

【図18】配送物の配送先に配送された後の配送ラベルの使用方法を説明するための図である。

【図19】配送物の配送先に配送された後の配送ラベルの使用方法を説明するための図である。

【発明を実施するための形態】

【0017】

以下に、本発明の実施の形態について図面を参照して説明する。

【0018】

(第1の実施の形態)

図1は、本発明の情報保護ラベルを利用した配送ラベルの第1の実施の形態を示す図であり、(a)は表面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図である。

【0019】

本形態における配送ラベルは図1に示すように、伝票シート10と中間シート20とが擬似接着層40によって剥離可能に擬似貼着されるとともに、中間シート20の伝票シート10との貼着面とは反対側の面に粘着剤層50を介して剥離シート30が剥離可能に貼着された配送ラベル1であって、伝票シート10と擬似接着層40とによって本願発明の情報保護ラベルが構成されている。

【0020】

伝票シート10は、本願発明における第1のシートを構成し、配達票11と貼付票12とがスリット14aを介して分離可能に区画形成されて構成されている。

【0021】

配達票11には、この配送ラベル1が貼着されて配送される配送物の配送先の住所や氏名等の宛先情報が印字される配送情報表示欄11aが設けられているとともに、配達票11を中間シート20から剥離する際の剥離開始端部及び剥離方向を示す剥離開始マーク11bが貼付票12に隣接する1つの角部に表示されている。

【0022】

貼付票12には、この配送ラベル1が貼着されて配送される配送物の配送先の住所や氏

10

20

30

40

50

名等の宛先情報が印字される配送情報表示欄 1 2 a が設けられているとともに、貼付票 1 2 を中間シート 2 0 から剥離する際の剥離開始端部及び剥離方向を示す剥離開始マーク 1 2 b が、貼付票 1 2 の端辺のうち配達票 1 1 と貼付票 1 2 との接続方向に延びる端辺に沿う領域に表示されている。さらに貼付票 1 2 には、伝票シート 1 0 を貫通したミシン目 1 4 b 及び複数のスリット 1 3 a , 1 3 b が形成されている。スリット 1 3 b は、2 本設けられ、この 2 本のスリット 1 3 b は、貼付票 1 2 の外縁上のうち剥離開始マーク 1 2 b が沿う第 1 の端辺上に一端を有し、そこから貼付票 1 2 の外縁上のうち第 1 の端辺に対向する第 2 の端辺に向かって互いに交差することなく配送情報表示欄 1 2 a を挟んで並行して延びることで貼付票 1 2 を横切り、第 2 の端辺上に他端を有している。そして、この 2 本のスリット 1 3 b に挟まれた領域が、本願発明における情報表示部となる。ミシン目 1 4 b は、本願発明における切り離し線となるものであって、カット部とタイ部とから構成され、貼付票 1 2 の外縁上のうち剥離開始マーク 1 2 b が沿う第 1 の端辺に隣接する領域にて第 1 の端辺に沿って 2 本のスリット 1 3 b 間を延びて形成されている。スリット 1 3 a は、本願発明における切り込み線となるものであって、2 本のスリット 1 3 b によって挟まれた領域において、貼付票 1 2 の外縁となる第 2 の端辺上に一端を有し、そこからスリット 1 3 b に並行して互いに交差することなく並行して延び、他端がミシン目 1 4 b に当接している。そして、ミシン目 1 4 b によって、分離部 1 5 が貼付票 1 2 の 2 本のスリット 1 3 b に挟まれた領域から分離可能に区画形成されている。

10

【 0 0 2 3 】

伝票シート 1 0 の裏面に積層された擬似接着層 4 0 は、本願発明における第 1 の接着層を構成し、ニス層 4 2 と接着剤層 4 1 とが積層されて構成されており、ニス層 4 2 が伝票シート 1 0 側となるようにして伝票シート 1 0 に積層されている。

20

【 0 0 2 4 】

中間シート 2 0 は、本願発明における第 2 のシートを構成するものであって、擬似接着層 4 0 によって伝票シート 1 0 に剥離可能に擬似貼着されている。中間シート 2 0 の擬似接着層 4 0 とは反対側の面には、その全面に粘着剤が塗布されることで第 2 の接着層となる粘着剤層 5 0 が積層され、この粘着剤層 5 0 によって剥離シート 3 0 が剥離可能に貼着されている。なお、中間シート 2 0、粘着剤層 5 0 及び剥離シート 3 0 としては、中間シート 2 0 と剥離シート 3 0 が粘着剤層 5 0 を介して剥離可能に貼着されたタック紙を用いることが考えられる。

30

【 0 0 2 5 】

剥離シート 3 0 は、伝票シート 1 0 及び中間シート 2 0 よりも一回り大きな形状を有している。

【 0 0 2 6 】

以下に、上記のように構成された配送ラベル 1 の使用方法及びその際の作用について説明する。

【 0 0 2 7 】

図 2 は、図 1 に示した配送ラベル 1 が配送物に貼着されるまでの使用方法を説明するための図である。

【 0 0 2 8 】

図 1 に示した配送ラベル 1 を使用する場合は、まず、図 2 (a) に示すように、配送情報表示欄 1 1 a , 1 2 a に、この配送ラベル 1 が貼着されて配送される配送物の配送先の住所や氏名等の配送情報 1 1 c , 1 2 c が印字される。

40

【 0 0 2 9 】

配送情報表示欄 1 1 a , 1 2 a に配送情報 1 1 c , 1 2 c が印字された後、中間シート 2 0 から剥離シート 3 0 が剥離される。

【 0 0 3 0 】

中間シート 2 0 から剥離シート 3 0 が剥離されると、中間シート 2 0 に積層された粘着剤層 5 0 が表出し、表出した粘着剤層 5 0 によって、図 2 (b) に示すように配送ラベル 1 が配送物 2 に貼着される。

50

【 0 0 3 1 】

このようにして配送ラベル 1 が貼着された配送物 2 は、配送情報表示欄 1 1 a , 1 2 a に表示された配送情報 1 1 c , 1 2 c に従って、配送物 2 の配送先に配送されていく。

【 0 0 3 2 】

図 3 は、配送物 2 の配送先に配送される際の配送ラベル 1 の使用方法を説明するための図である。図 4 は、配送物 2 の配送先に配送された後の配送ラベル 1 の使用方法を説明するための図である。図 5 は、配送物 2 の配送先に配送された後の配送ラベル 1 の使用方法を説明するための図である。

【 0 0 3 3 】

上記のように配送ラベル 1 が貼着された配送物 2 が配送先に配送されると、図 3 (a) に示すように、配達票 1 1 が配送ラベル 1 から分離される。配達票 1 1 は、スリット 1 4 a を介して貼付票 1 2 と分離可能となっているとともに、伝票シート 1 0 の裏面に積層された擬似接着層 4 0 によって中間シート 2 0 に剥離可能に貼着されていることで、剥離開始マーク 1 1 b に従って中間シート 2 0 から剥離することができる。その際、配達票 1 1 と貼付票 1 2 との境界のうち、剥離開始マーク 1 1 b 側の端部に、剥離開始マーク 1 1 b 側の端部が配達票 1 1 側に斜めに向いたカット部を有するジッパーをスリット 1 4 a の代わりに設けておけば、配達票 1 1 を配送ラベル 1 から分離する力が配達票 1 1 側に向かった場合でも、配達票 1 1 の分離部分がスリット 1 4 a からずれて配達票 1 1 が破断してしまうことが回避される。

10

【 0 0 3 4 】

中間シート 2 0 から剥離された配達票 1 1 は、配送業者によって持ち帰られて配送管理に用いられる。

20

【 0 0 3 5 】

このようにして、図 3 (b) に示すように、配達票 1 1 が配送物 2 から剥離されることになる。

【 0 0 3 6 】

その後、配送物 2 の配送先においては、配送物 2 のパッケージ等の外装を廃棄する際、貼付票 1 2 が配送ラベル 1 から分離される。貼付票 1 2 は、伝票シート 1 0 の裏面に積層された擬似接着層 4 0 によって中間シート 2 0 に剥離可能に貼着されているとともに、貼付票 1 2 の外縁上のうち剥離開始マーク 1 2 b が沿う第 1 の端辺上に一端を有し、そこから貼付票 1 2 の外縁上のうち第 1 の端辺に対向する第 2 の端辺に向かって互いに交差することなく配送情報表示欄 1 2 a を挟んで並行して延び、第 2 の端辺上に他端を有する 2 本のスリット 1 3 b が形成されているため、図 4 (a) に示すように、スリット 1 3 b に挟まれて配送情報表示欄 1 2 a が含まれる領域を貼付票 1 2 の他の領域から分離して中間シート 2 0 から剥離していくことができる。

30

【 0 0 3 7 】

それにより、図 4 (b) に示すように、貼付票 1 2 のスリット 1 3 b に挟まれた領域がその一部が配送物 2 に残存することなく配送物 2 から全て剥離されることになる。

【 0 0 3 8 】

配送物 2 から剥離した貼付票 1 2 のスリット 1 3 b に挟まれた領域は、複数のスリット 1 3 a が互いに交差することなく並行して貼付票 1 2 を横切るように形成されているため、スリット 1 3 a に隣接する領域においては複数の領域が分離した状態となっているものの、全てのスリット 1 3 a の一端が分離部 1 5 に当接していることで、図 5 (a) に示すように、一体となった状態となっている。

40

【 0 0 3 9 】

その後、ミシン目 1 4 b を破断することで分離部 1 5 を貼付票 1 2 のスリット 1 3 b に挟まれた領域から分離すると、貼付票 1 2 のスリット 1 3 b に挟まれた領域がスリット 1 3 a によって複数の領域に分離されることになり、図 5 (b) に示すように、貼付票 1 2 に表示された配送情報 1 2 c が分断されて認識困難なものとなり、情報の漏洩が回避されることとなる。

50

【0040】

このように、配送物2に貼着された貼付票12のうち配送情報表示欄12aが含まれる領域を配送物2から剥離し、その後、その配送物2から剥離された領域から分離部15を分離することで、貼付票12の配送情報表示欄12aが含まれる領域が複数の領域に分離されることとなり、貼付票12の配送情報表示欄12aに表示された配送情報12cを配送物2に貼着された状態から手間をかけずに分断して情報の漏洩を回避できる。

【0041】

(第2の実施の形態)

図6は、本発明の情報保護ラベルを利用した配送ラベルの第2の実施の形態を示す図であり、(a)は表面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は伝票シート10の裏面の構成を示す図である。

10

【0042】

本形態における配送ラベルは図6に示すように、図1に示したものに対して、伝票シート10の裏面の構成が異なるものである。

【0043】

本形態の配送ラベル101においては、伝票シート10の裏面に二種類のニス層42a、42bが積層されている。ニス層42a、42bは、互いにニスの濃度が異なり、それにより、伝票シート10と中間シート20とは擬似接着層40によって剥離可能に貼着されているものの、ニス層42aが積層された領域とニス層42bが積層された領域とでは、接着力が互いに異なるものとなっている。ニス層42bは、伝票シート10との積層面において伝票シート10の分離部15を覆うように積層されており、ニス層42aは伝票シート10との積層面のそれ以外の領域全面に積層されている。そして、ニス層42aにおけるニス濃度がニス層42bにおけるニスの濃度よりも薄いことにより、擬似接着層40は、貼付票12に対向する領域のうち、分離部15に対向する領域の接着力がそれ以外の領域の接着力よりも弱くなっている。

20

【0044】

上記のように構成された配送ラベル101においても、図1に示したものと同様にして使用されることになるが、擬似接着層140が、貼付票12に対向する領域のうち、分離部15に対向する領域の接着力がそれ以外の領域の接着力よりも弱いことで、図4(a)に示したように分離部15を剥離開始端部として貼付票12のスリット13bによって挟まれた領域を中間シート20から剥離する際、貼付票12を中間シート20から剥離しやすくなる。

30

【0045】

(第3の実施の形態)

図7は、本発明の情報保護ラベルを利用した配送ラベルの第3の実施の形態を示す図であり、(a)は表面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図である。

【0046】

本形態における配送ラベルは図7に示すように、図1に示したものに対して、伝票シート210に形成されたスリット213及びミシン目214bの形状が異なるものである。

【0047】

本形態の配送ラベル201においては、ミシン目214bが貼付票212の配達票11との接続方向の両端辺にその両端部を有しており、スリット213は、ミシン目214bから貼付票212の剥離開始マーク12bが表示された端辺とは反対側の端辺に向かって互いに交差することなく並行に形成されている。すなわち、本形態の配送ラベル201においては、貼付票212の全体が本願発明における情報表示部となっている。

40

【0048】

上記のように構成された配送ラベル201においても、図1に示したものと同様にして使用されることになるが、ミシン目214bが貼付票212の配達票11との接続方向の両端辺にその両端部を有しているとともに、スリット213が、ミシン目214bから貼付票212の剥離開始マーク12bが表示された端辺とは反対側の端辺に向かって互いに

50

交差することなく並行して形成されていることにより、図4(a)に示したように貼付票212を中間シート20から剥離する際、貼付票212の全てが中間シート20から剥離されることになる。

【0049】

(第4の実施の形態)

図8は、本発明の情報保護ラベルを利用した配送ラベルの第4の実施の形態を示す図であり、(a)は表面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図である。

【0050】

本形態における配送ラベルは図8に示すように、図1に示したものに対して、伝票シート210に形成されたスリット313及びミシン目314bの形状が異なるものである。

10

【0051】

本形態の配送ラベル301においては、貼付票312の配達票11に隣接する1つの角部に剥離開始マーク12bが表示されており、その角部が分離部315となるようにミシン目314bが形成されている。そして、スリット313は、一端がミシン目314bに当接し、そこから互いに交差することなく放射状に延び、貼付票312の端辺上に他端を有している。すなわち、本形態の配送ラベル301においては、貼付票312の全体が本願発明における情報表示部となっている。

【0052】

上記のように構成された配送ラベル301においても、図1に示したものと同様にして使用されることになるが、貼付票312を中間シート20から剥離する際は、剥離開始マーク12bが表示された角部から貼付票312を剥離することになる。

20

【0053】

また、貼付票312を中間シート20から剥離した後、ミシン目314bを破断して分離部315を貼付票312から分離すると、貼付票312がスリット313によって複数の領域に分離されることになり、貼付票312の情報表示欄12aに表示された配送情報が分断されて認識困難なものとなるが、本形態においては、貼付票312に形成された複数のスリット213が、貼付票312の剥離開始マーク12bが表示された角部の近傍から放射状に延び、貼付票312の端辺上に他端を有しているものであるため、複数のスリット313のそれぞれは、貼付票312の情報表示欄12aにおける配送情報の印字方向とは非平行な方向に延びていることになる。そのため、複数のスリット313の間隔が広かったり、貼付票312の配送情報表示欄12aに表示される配送情報の文字の大きさが小さかったりした場合でも、貼付票312がスリット313によって複数の領域に分離した際に、貼付票312の配送情報表示欄12aに表示された配送情報を認識困難なものとする事ができる。なお、複数のスリット313が貼付票312の情報表示欄12aにおける配送情報の印字方向とは非平行な方向に延びた構成を実現するためには、複数のスリット313が放射状に延びた形態とするものに限らず、複数のスリット313が、貼付票312の情報表示欄12aにおける配送情報の印字方向とは直交する方向に延びた形態とするものであってもよい。

30

【0054】

(第5の実施の形態)

40

図9は、本発明の情報保護ラベルを利用した配送ラベルの第5の実施の形態を示す図であり、(a)は表面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は伝票シート410の裏面の構成を示す図である。

【0055】

本形態における配送ラベルは図9に示すように、図1に示したものに対して、伝票シート410の構造及び裏面の構成が異なるものである。

【0056】

本形態における伝票シート410においては、配達票411がミシン目414aによって伝票シート410から分離可能に区画形成されているとともに、貼付票412の剥離開始マーク12bが表示された端辺に対向する端辺に沿ってミシン目14dが形成され、配

50

達票 4 1 1 と貼付票 4 1 2 との接続方向に直交する方向に延びたスリット 4 1 3 a , 4 1 3 b が、ミシン目 1 4 b とミシン目 1 4 d との間を互いに交差することなく並行して延びて形成されている。また、ミシン目 1 4 b と、スリット 4 1 3 b から延長して延びた 2 本のミシン目 1 4 c とによって分離部 4 1 5 が貼付票 4 1 2 から分離可能に区画形成されている。

【 0 0 5 7 】

伝票シート 4 1 0 の裏面には、その全面に粘着剤が塗布されることで粘着剤層 5 0 が積層され、さらに、ミシン目 4 1 4 a によって分離可能となった配達票 4 1 1 を含む領域と、2 本のスリット 4 1 3 b と 2 本のミシン目 1 4 c とミシン目 1 4 d とで囲まれた領域を含む領域とにおいて、粘着剤層 5 0 上にシリコン層 5 1 が積層されている。これら粘着剤層 5 0 とシリコン層 5 1 とから、本願発明における第 1 の接着層が構成されている。

10

【 0 0 5 8 】

このように構成された配送ラベル 4 0 1 においては、2 本のスリット 4 1 3 b と 2 本のミシン目 1 4 c とミシン目 1 4 d とで囲まれた領域から、本願発明における情報表示部が構成されている。

【 0 0 5 9 】

以下に、上記のように構成された配送ラベル 4 0 1 の使用方法及びその際の作用について説明する。

【 0 0 6 0 】

図 1 0 は、図 9 に示した配送ラベル 4 0 1 が配送物に貼着されるまでの使用方法を説明するための図である。

20

【 0 0 6 1 】

図 9 に示した配送ラベル 4 0 1 を使用する場合は、まず、図 1 0 (a) に示すように、配送情報表示欄 1 1 a , 1 2 a に、この配送ラベル 4 0 1 が貼着されて配送される配送物の配送先の住所や氏名等の配送情報 1 1 c , 1 2 c が印字される。

【 0 0 6 2 】

配送情報表示欄 1 1 a , 1 2 a に配送情報 1 1 c , 1 2 c が印字された後、伝票シート 4 1 0 から剥離シート 3 0 が剥離される。

【 0 0 6 3 】

伝票シート 4 1 0 から剥離シート 3 0 が剥離されると、伝票シート 4 1 0 に積層された粘着剤層 5 0 が表出し、表出した粘着剤層 5 0 によって、図 1 0 (b) に示すように配送ラベル 4 0 1 が配送物 2 に貼着される。

30

【 0 0 6 4 】

このようにして配送ラベル 4 0 1 が貼着された配送物 2 は、配送情報表示欄 1 1 a , 1 2 a に表示された配送情報 1 1 c , 1 2 c に従って、配送物 2 の配送先に配送されていく。

【 0 0 6 5 】

図 1 1 は、配送物 2 の配送先に配送される際の配送ラベル 4 0 1 の使用方法を説明するための図である。図 1 2 は、配送物 2 の配送先に配送された後の配送ラベル 4 0 1 の使用方法を説明するための図である。図 1 3 は、配送物 2 の配送先に配送された後の配送ラベル 4 0 1 の使用方法を説明するための図である。

40

【 0 0 6 6 】

上記のように配送ラベル 4 0 1 が貼着された配送物 2 が配送先に配送されると、図 1 1 (a) に示すように、配達票 4 1 1 が配送ラベル 4 0 1 から分離される。配達票 4 1 1 は、ミシン目 4 1 4 a によって伝票シート 4 1 0 から分離可能となっているとともに、配達票 4 1 1 の裏面には粘着剤層 5 0 上にシリコン層 5 1 が積層されていることで、配達票 4 1 1 が配送物 2 に貼着されていない状態であることから、ミシン目 4 1 4 a を破断することで配達票 4 1 1 を伝票シート 4 1 0 から分離することによって、配達票 4 1 1 を剥離開始マーク 1 1 b に従って配送物 2 から剥離することができる。

【 0 0 6 7 】

50

配送物 2 から剥離された配達票 4 1 1 は、配送業者によって持ち帰られて配送管理に用いられる。

【0068】

このようにして、図 1 1 (b) に示すように、配達票 4 1 1 が配送物 2 から剥離されることになる。

【0069】

その後、配送物 2 の配送先においては、配送物 2 のパッケージ等の外装を廃棄する際、貼付票 4 1 2 が配送ラベル 4 0 1 から分離される。本形態における貼付票 4 1 2 は、2 本のスリット 4 1 3 b と 2 本のミシン目 1 4 c とミシン目 1 4 d とで囲まれた配送情報表示欄 1 2 a を含む領域が、伝票シート 4 1 0 から分離可能となっているため、この領域が配送ラベル 4 0 1 から分離されることになる。貼付票 4 1 2 のうち 2 本のスリット 4 1 3 b と 2 本のミシン目 1 4 c とミシン目 1 4 d とで囲まれた領域は、ミシン目 1 4 c , 1 4 d と 2 本のスリット 4 1 3 b とによって貼付票 4 1 2 から分離可能となっているとともに、その裏面において粘着剤層 5 0 上にシリコン層 5 1 が積層されていることで、配送物 2 に貼着されていない状態であることから、図 1 2 (a) に示すように、ミシン目 1 4 c , 1 4 d を破断することで伝票シート 4 1 0 から分離することによって、剥離開始マーク 1 2 b に従って配送物 2 から剥離していくことができる。このように、本形態においては、粘着剤層 5 0 とシリコン層 5 1 とからなる第 1 の接着層が、情報表示部となる 2 本のスリット 4 1 3 b と 2 本のミシン目 1 4 c とミシン目 1 4 d とで囲まれた領域の被着体となる配送物 2 からの剥離を可能とする構造を有している。

【0070】

それにより、図 1 2 (b) に示すように、貼付票 4 1 2 のうち 2 本のスリット 4 1 3 b と 2 本のミシン目 1 4 c とミシン目 1 4 d とで囲まれた情報表示欄 1 2 a を含む領域が、その一部が配送物 2 に残存することなく配送物 2 から全て剥離されることになる。

【0071】

配送物 2 から剥離されることで分離した貼付票 4 1 2 の分離領域は、複数のスリット 4 1 3 a が互いに交差することなく並行して貼付票 4 1 2 を横切るように形成されているため、スリット 4 1 3 a に隣接する領域においては複数の領域が分離した状態となっているものの、全てのスリット 4 1 3 a の一端が分離部 4 1 5 に当接していることで、図 1 3 (a) に示すように、一体となった状態となっている。

【0072】

その後、ミシン目 4 1 4 b を破断することで分離部 4 1 5 を貼付票 4 1 2 の分離領域から分離すると、貼付票 4 1 2 の分離領域に含まれる配送情報表示欄 1 2 a がスリット 4 1 3 a によって複数の領域に分離されることになり、図 1 3 (b) に示すように、貼付票 4 1 2 の配送情報表示欄 1 2 a に表示された配送情報 1 2 c が分断されて認識困難なものとなり、情報の漏洩が回避されることとなる。

【0073】

このように、配送物 2 に貼着された貼付票 4 1 2 の配送情報表示欄 1 2 a を含む領域を配送物 2 から剥離し、その後、貼付票 4 1 2 の分離領域から分離部 4 1 5 を分離することで、配送情報表示欄 1 2 a を含む領域が複数の領域に分離されることとなり、貼付票 4 1 2 に表示された配送情報 1 2 c を配送物 2 に貼着された状態から手間をかけずに分断して情報の漏洩を回避できる。

【0074】

(第 6 の実施の形態)

図 1 4 は、本発明の情報保護ラベルを利用した配送ラベルの第 6 の実施の形態を示す図であり、(a) は表面図、(b) は (a) に示した A - A ' 断面図、(c) は剥離シート 5 3 0 の構成を示す図である。

【0075】

本形態における配送ラベルは図 1 4 に示すように、図 9 に示したものに対して、伝票シート 4 1 0 の裏面の構成と剥離シート 5 3 0 の構造が異なるものである。

【0076】

本形態における伝票シート410は、その裏面の全面に粘着剤が塗布されることで粘着剤層50が積層されている。また、本形態の配送ラベル501においては、伝票シート410に形成されたミシン目14b~14d、414a及びスリット413a、413bが剥離シート530まで貫通している。剥離シート530は、ミシン目414aを取り囲むように表裏貫通したスリット532aが形成されるとともに、2本のスリット413bと2本のミシン目14cとミシン目14dとで囲まれた領域を取り囲むように表裏貫通したスリット532bが形成されている。これにより、剥離シート530には、配達票411に対向する領域に分離部531aが剥離シート530から分離可能に区画形成されているとともに、2本のスリット413bと2本のミシン目14cとミシン目14dとで囲まれた領域に対向する領域に分離部531b、531cが剥離シート530から分離可能に区画形成されている。本形態においては、粘着剤層50と剥離シート530とから、本願発明における第1の接着層が構成されている。なお、分離部531b、531cは、ミシン目14bを介して接続しており、2本のスリット413bと2本のミシン目14cとミシン目14dとで囲まれた領域のうち、貼付票412の分離部415に対向する領域が分離部531cとなり、それ以外の領域が分離部531bとなっている。

10

【0077】

以下に、上記のように構成された配送ラベル501の使用方法及びその際の作用について説明する。

【0078】

図15及び図16は、図14に示した配送ラベル501が配送物に貼着されるまでの使用方法を説明するための図である。

20

【0079】

図14に示した配送ラベル501を使用する場合は、まず、図15(a)に示すように、配送情報表示欄11a、12aに、この配送ラベル501が貼着されて配送される配送物の配送先の住所や氏名等の配送情報11c、12cが印字される。

【0080】

配送情報表示欄11a、12aに配送情報11c、12cが印字された後、伝票シート410から剥離シート530が剥離される。

【0081】

その際、剥離シート530には、スリット532a、532bによって分離部531a~531c及びその周囲の領域が剥離シート530から分離可能に区画形成されているため、図15(b)に示すように、配達票411に対向する領域と、2本のスリット413bと2本のミシン目14cとミシン目14dとで囲まれた領域とその周囲の領域において、分離部531a~531cが剥離シート530から分離されて粘着剤層50によって伝票シート410に貼着されたままとなる。そして、分離部531a~531cとその周囲の領域以外の領域にて表出した粘着剤層50によって、図16に示すように配送ラベル501が配送物2に貼着される。

30

【0082】

このようにして配送ラベル501が貼着された配送物2は、配送情報表示欄11a、12aに表示された配送情報11c、12cに従って、配送物2の配送先に配送されていく。

40

【0083】

図17は、配送物2の配送先に配送される際の配送ラベル501の使用方法を説明するための図である。図18は、配送物2の配送先に配送された後の配送ラベル501の使用方法を説明するための図である。図19は、配送物2の配送先に配送された後の配送ラベル501の使用方法を説明するための図である。

【0084】

上記のように配送ラベル501が貼着された配送物2が配送先に配送されると、図17(a)に示すように、配達票411が配送ラベル501から分離される。配達票411は

50

、ミシン目414aによって伝票シート410から分離可能となっているとともに、このミシン目414aが配達票411の裏面に貼着された剥離シート530にも貫通して形成されているため、配達票411の剥離開始マーク11bに従ってミシン目414aを破断することで配達票411を伝票シート410から分離するとともに、ミシン目414aによって剥離シート530から分離可能に区画形成された分離部531aを剥離シート530から分離することができる。

【0085】

配送物2から剥離された配達票411及び分離部531aは、配送業者によって持ち帰られて配送管理に用いられる。

【0086】

このようにして、図17(b)に示すように、配達票411が剥離シート530の分離部531aとともに配送物2から剥離されることになる。

【0087】

その後、配送物2の配送先においては、配送物2のパッケージ等の外装を廃棄する際、貼付票412が配送ラベル501から分離される。本形態における貼付票412は、2本のスリット413bと2本のミシン目14cとミシン目14dとで囲まれた配送情報表示欄12aを含む領域が、伝票シート410から分離可能となっているため、この領域が配送ラベル501から分離されることになる。貼付票412のうち2本のスリット413bと2本のミシン目14cとミシン目14dとで囲まれた配送情報表示欄12aを含む領域は、ミシン目14c、14dと2本のスリット413bとによって貼付票412から分離可能となっているとともに、これらミシン目14c、14dと2本のスリット413bが、貼付票412の裏面に貼着された剥離シート530にも貫通して形成されているため、図18(a)に示すように、貼付票412の剥離開始マーク12bに従ってミシン目14c、14dを破断することで、貼付票412のうち2本のスリット413bと2本のミシン目14cとミシン目14dとで囲まれた配送情報表示欄12aを含む領域を伝票シート410から分離するとともに、ミシン目14c、14dと2本のスリット413bによって剥離シート530から分離可能に区画形成された分離部531b、532bを剥離シート530から分離していくことができる。このように、本形態においては、粘着剤層50と剥離シート530とからなる第1の接着層が、分離部531b、531cによって、情報表示部となる2本のスリット413bと2本のミシン目14cとミシン目14dとで囲まれた領域の被着体となる配送物2からの剥離を可能とする構造を有している。

【0088】

それにより、図18(b)に示すように、貼付票412のうち2本のスリット413bと2本のミシン目14cとミシン目14dとで囲まれた情報表示欄12aを含む領域が、その一部が配送物2に残存することなく剥離シート530の分離部531b、531cとともに配送物2から全て分離されることになる。

【0089】

配送物2から剥離されることで分離した貼付票412の分離領域は、複数のスリット413aが互いに交差することなく並行して貼付票412を横切るように形成されているため、スリット413aに隣接する領域においては複数の領域が分離した状態となっているものの、全てのスリット413aの一端が分離部415に当接していることで、図19(a)に示すように、一体となった状態となっている。

【0090】

また、剥離シート530から分離した分離部531bにおいても、複数のスリット413aが互いに交差することなく並行して分離部531bを横切るように形成されているため、スリット413aに隣接する領域においては複数の領域が分離した状態となっているものの、全てのスリット413aの一端が分離部531cに当接していることで、一体となった状態となっている。

【0091】

その後、ミシン目14bを破断することで、分離部415を貼付票412の分離領域か

10

20

30

40

50

ら分離するとともに分離部 5 3 1 c を分離部 5 3 1 b から分離すると、貼付票 4 1 2 の分離領域に含まれる配送情報表示欄 1 2 a がスリット 4 1 3 a によって複数の領域に分離されることになり、図 1 9 (b) に示すように、貼付票 4 1 2 の配送情報表示欄 1 2 a に表示された配送情報 1 2 c が分断されて認識困難なものとなり、情報の漏洩が回避されることとなる。

【 0 0 9 2 】

このように、配送物 2 に貼着された貼付票 4 1 2 の配送情報表示欄 1 2 a を含む領域を配送物 2 から剥離し、その後、貼付票 4 1 2 の分離領域から分離部 4 1 5 を分離することで、配送情報表示欄 1 2 a を含む領域が複数の領域に分離されることとなり、貼付票 4 1 2 に表示された配送情報 1 2 c を配送物 2 に貼着された状態から手間をかけずに分断して情報の漏洩を回避できる。

10

【 0 0 9 3 】

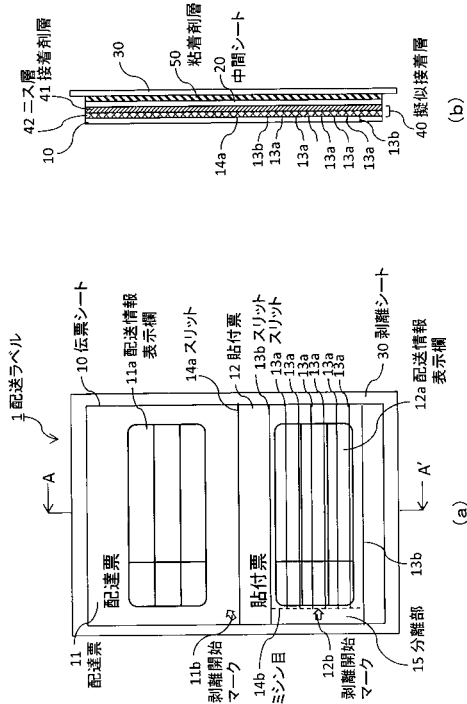
なお、上述した実施の形態においては、切り込み線としてスリットを例に挙げて説明したが、切り離し線と同様に、カット部とタイ部とからなる構成であってもよい。

【 符号の説明 】

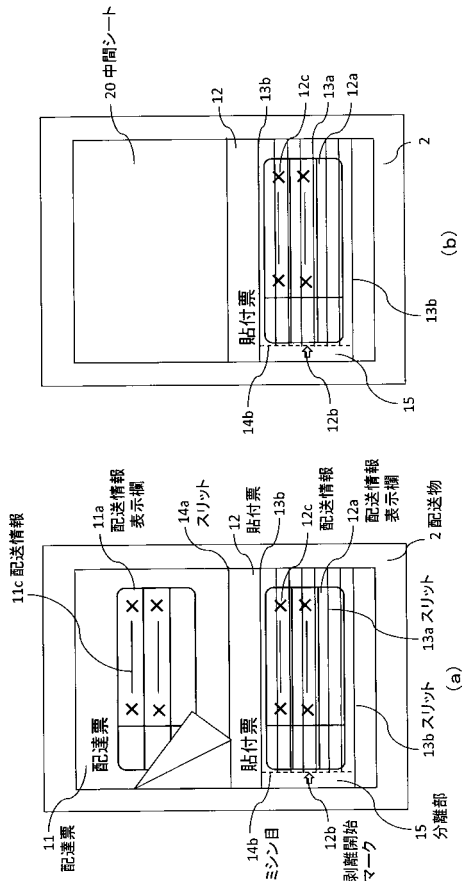
【 0 0 9 4 】

1 , 1 0 1 , 2 0 1 , 3 0 1 , 4 0 1 , 5 0 1	配送ラベル	
2	配送物	
1 0 , 2 1 0 , 3 1 0 , 4 1 0	伝票シート	
1 1 , 4 1 1	配達票	20
1 1 a , 1 2 a	配送情報表示欄	
1 1 b , 1 2 b	剥離開始マーク	
1 1 c , 1 2 c	配送情報	
1 2 , 2 1 2 , 3 1 2 , 4 1 2	貼付票	
1 3 a , 1 3 b , 1 4 a , 2 1 3 , 3 1 3 , 4 1 3 a , 4 1 3 b , 5 3 2 a , 5 3 2 b	スリット	
1 4 b ~ 1 4 d , 2 1 4 b , 3 1 4 b	ミシン目	
2 0	中間シート	
1 5 , 2 1 5 , 3 1 5 , 4 1 5 , 5 3 1 a , 5 3 1 b , 5 3 1 c	分離部	
3 0 , 5 3 0	剥離シート	30
4 0 , 1 4 0	擬似接着層	
4 1	接着剤層	
4 2	ニス層	
5 0	粘着剤層	
5 1	シリコン層	

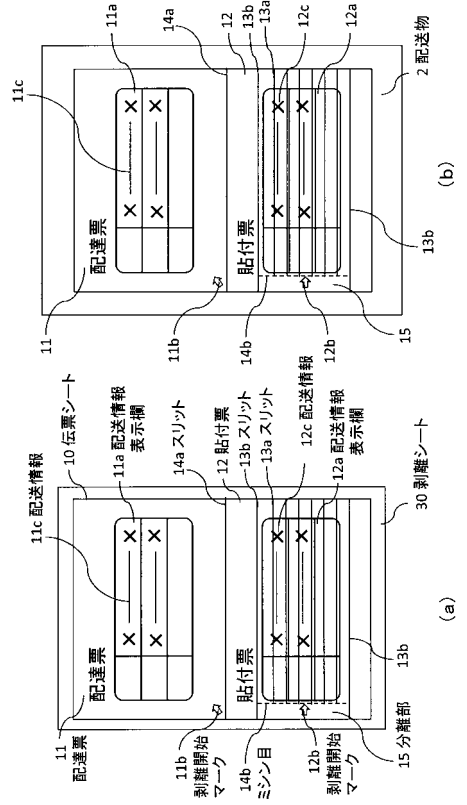
【 図 1 】



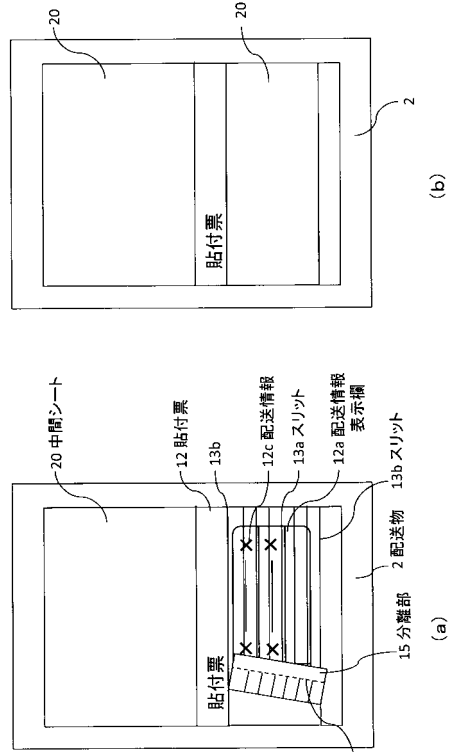
【 図 3 】



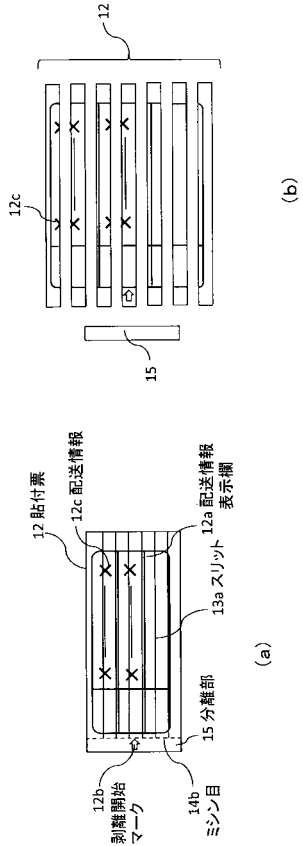
【 図 2 】



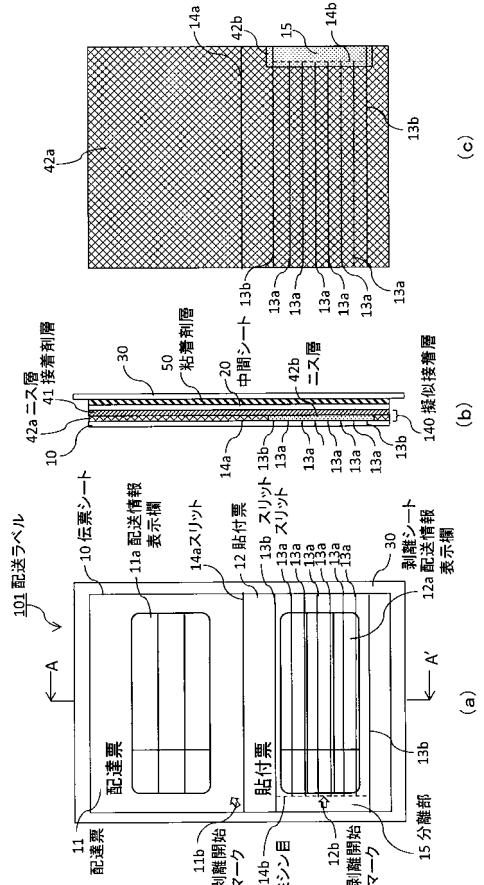
【 図 4 】



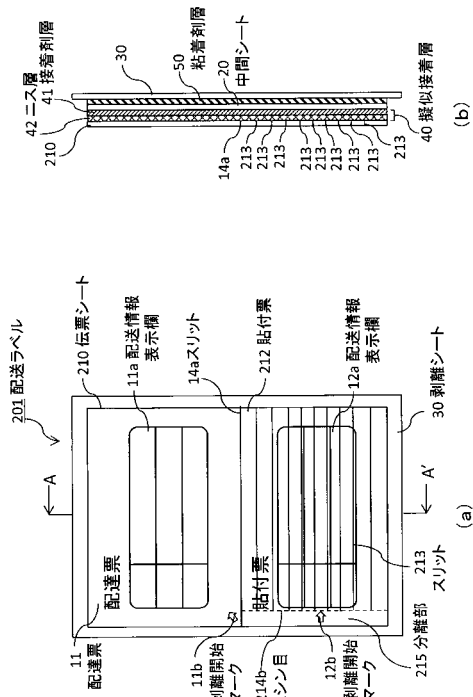
【 図 5 】



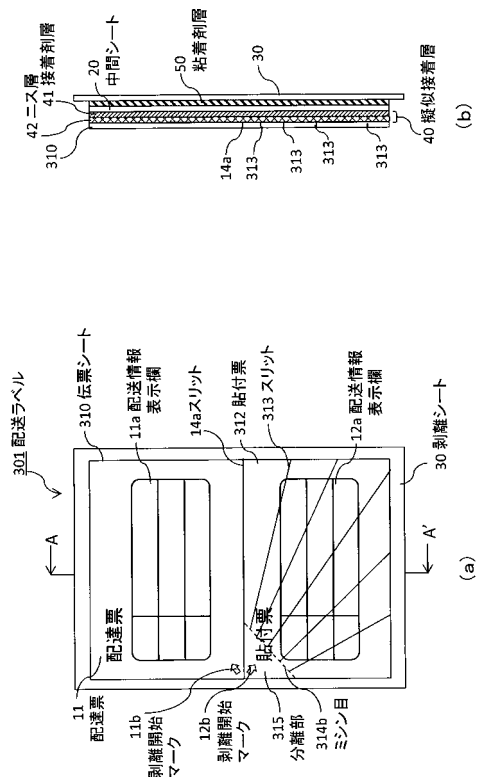
【 図 6 】



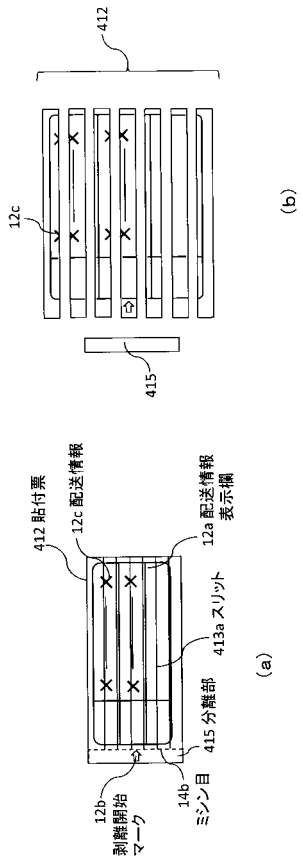
【 図 7 】



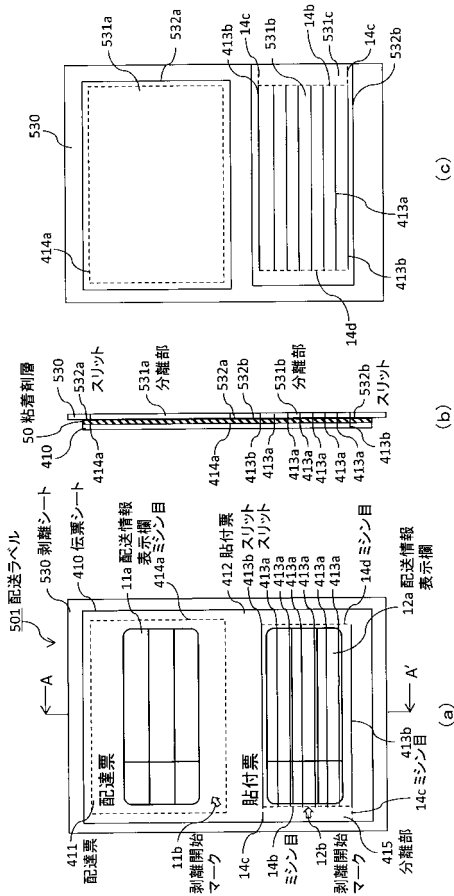
【 図 8 】



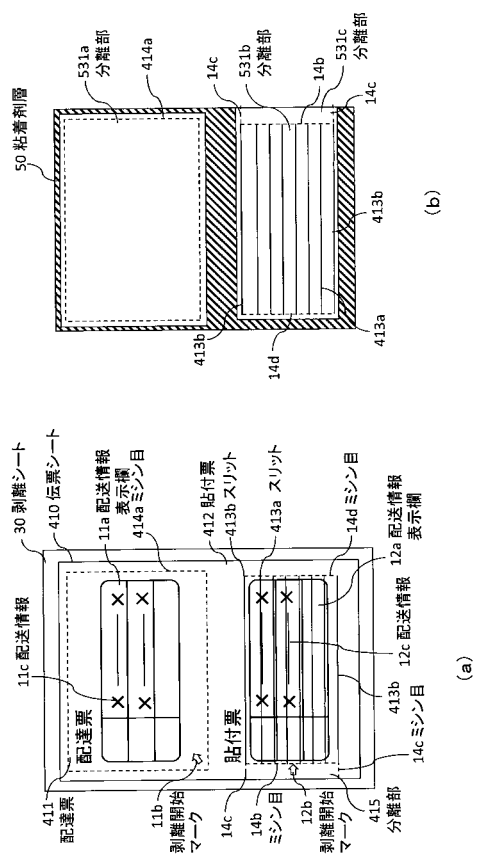
【 図 1 3 】



【 図 1 4 】



【 図 1 5 】



【 図 1 6 】

